

中央会 8 万社のチカラを結集して

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

newsl ine

平成22年度 北部地域組合代表者会議を開催	1
特集 中小企業白書のポイント No.2	2~3
再発見！ 連携のチカラ No.39 静岡県家具工業組合	4
米トレーサビリティ法について	4
京のほんまもん No.12 京表具	5
中小企業管理・監督者セミナー参加者募集	5
障害者雇用納付金制度の一部改正について	6
中央会News	7
京都経済お天気	8
平成22年度 京都府中小企業優良従業員表彰について	8
新加入会員紹介	8

平成22年度 北部地域 組合代表者会議を開催



平成22年7月12日（月）、京丹後市のプラザホテル吉翠苑において、北部地域会員を対象とした組合代表者会議を開催、組合の代表者らとともに行政・関係機関からのご来賓を含め100余名が出席した。

第1部では、山下副会長より主催者挨拶を行った後、鞍掛専務理事から平成22年度の本会重点事業を説明、引き続き、有限会社常吉村営百貨店（京丹後市）の大木満和社長を講師に招き、「農業と福祉と暮らし！ 住民自主運営の百貨店」～地域活性化の取り組み 現場からのレポート～と題した講演を実施した。

講演では、平成7年の村づくり委員会の発足から今日まで、常吉を何とか良くしたいという思いを原動力に、「やればできる！」を合言葉として住民主体の「楽しい」地域づくりと人づくりを通じた地域の活力を育む取り組みが紹介された。

さらに、平成9年から地域唯一の商業施設として農協の支所撤退後の施設を活用し、住民出資による商業・コミュニティ拠点「常吉村営百貨店」を運営、住民のために生活物資や娯楽商品など約3,000品目の商品を扱うほか、地元で収穫された農産物・加工品の販売や高齢者への商品宅配サービスも実施、さらに、季節ごとに特徴的なイベントを開催するなど、講師が中心となって実践してきた地域活性化の方策が説明され、住民がお互いに力を出し合い自らの地域を守っていく必要性や、その中での仲間づくりの重要性とリーダーの役割と心構えなどが熱く語られた。

第2部の交流・懇親会では、渡邊会長が開宴の挨拶を行った後、来賓を代表して京都府丹後広域振興局 和田局長、中山京丹後市長、太田与謝野町長から祝辞を頂戴した。その後、京丹後市商工会 沖田会長の発声により乾杯、終始和やかに出席者相互の歓談・交流が行われ、和やかなうちに時間が経過、安藤副会長の中締めにより閉会した。



主催者挨拶 山下副会長



講演会講師 大木満和氏



懇親会開宴挨拶 渡邊会長

悪ふざけ 君の心を 傷つけて 僕の心も 傷ついた

京都人権啓発推進会議／京都府中小企業団体中央会

中小企業が厳しい経済情勢の下、密度が低下する集積の維持・発展、環境・エネルギー制約への対応、少子高齢化時代の新事業展開にどのように取り組んでいくのかが課題となっています。

ここでは、2010年版中小企業白書の第2部第2章の「国外の成長機会の取り込み」から、中小企業がアジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長にどのように取り込んでいくのかについて、事例を抜粋してご紹介致します。

中小企業の国際化

国外では、アジアを中心に需要が増加することが見込まれており、我が国の中小企業は、世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいくことが必要である。国際化を行った中小企業は、その労働生産性が向上し、「当初は儲けを想定していなかったが、現在は利益の一部を日本に戻している。」といった声も聞かれ、更なる成長を実現していることがうかがえる。他方、国際化にあたっては、様々な課題があり、撤退する企業も存在することから、中小企業はこうした厳しい現実も念頭に置きつつ、積極的に国際化を行っていく必要がある。また、貿易の自由化は、中小企業にとってもプラスの影響があり、自らの強みを活かして、アジアを中心に増大する需要をその成長に取り込んでいくことが重要である。

<和傘製造の技術を応用した照明器具をヨーロッパに輸出する老舗企業>

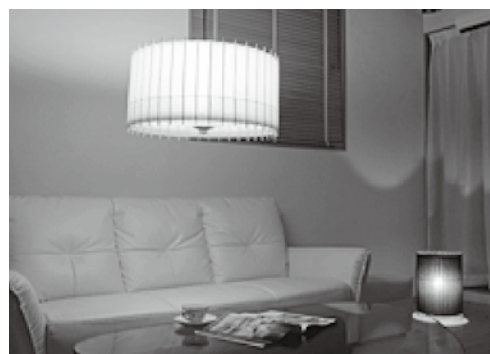
京都府京都市の株式会社日吉屋（従業員5名、資本金1,000万円）は150年超の伝統を有する和傘を製造する企業である。和傘の出荷量は、洋傘の浸透等により、年々減少する傾向にあり、同社の西堀耕太郎社長が就任した1997年には、同社の売上は年間100万円程度であった。

西堀社長は、和傘のインターネット販売を行うことで、和傘の売上を10倍以上に伸ばすことに成功した。しかし、和傘の販売を続けるだけでは、更なる売上の増加は望めないと考えていた。

そこで、「伝統は革新の連続である」という理念を掲げ、経験を活かしたものづくりの技術に、新しい発想を取り込み、時代に即した商品開発を行うことを検討し始めた。

同社長は、和傘の強みを分析し、「骨組みの美しさ」、「和紙及び和紙からの透過光の美しさ」、「折り畳み可能な構造」に着目し、和傘の技術を用いた照明器具を製作し、将来的には海外で販売したいと考え、知人の紹介によりデザイナーと共同で製品開発を行った。

その結果、和傘の骨組み及び和紙の美しさを活かし、折り畳み可能な構造を筒型にした照明器具「古都里-KOTORI-」を開発。2008年には、中小企業庁の「Japanブランド育成事業」としてパリの展示会に出展。現地で注目を集め、注文が来るようになった。輸出開始時には、照明機器が日本と外国で電圧安全基準が異なることや、販売拡大のために現地の卸売業者が必要となるなど様々な課題に直面したが、現地の企業とうまく提携して課題を克服した。現在は更なる事業拡大に向けて全力で取り組んでいる。西堀社長は、「和傘や伝統工芸品だから輸出できたわけでもなく、既存の商品の良いところを地道に見つめ直し、新しいアイデアを盛り込むことが新たな商品開発につながる。」と考えている。



モダンリビングにも合わせられる和風照明器具「古都里-KOTORI-」

<アメリカへの輸出の教訓を踏まえて、アジアへの輸出に成功した企業>

鳥取県境港市の千代むすび酒造株式会社（従業員26名、資本金3,000万円）は、清酒の製造・販売を行う企業である。創業以来、「本物、安心、健康」をテーマに酒造りを続けてきた。

日本酒の国内市場が収縮する中、岡空晴夫社長は、危機感から海外市場の開拓を決め、1996年にアメリカでの輸出版売を開始した。その際、単独での輸出はリスクも高いので、国内の蔵元15社で輸出手続や販売代行を行う任意団体「日本産清酒機構」を設立し、アメリカ市場の日本食ブームの追い風もあり、売上が急増した。

しかし、同機構では蔵元の独自性を出すのが難しいことに加えて、営業活動費等の費用が高く、売上が頭打ちになるなど事業スキームに限界を感じた。それらを教訓として、アメリカで有志の蔵元9社と新たに販売会社「KURAMOTO US, Inc.」を立ち上げ、各蔵元の経営の独自性と自主性を高めるとともに、鳥取県や（財）鳥取県産業振興機構、（独）日本貿易振興機構等の支援を得ながら、自社単独でアジア市場の開拓を強化している。地元企業の海外展開支援に熱心な鳥取県や（独）日本貿易振興機構の情報提供を受けて台湾への輸出を開始し、その後、中国、韓国への輸出も始めている。特に、韓国は、味覚や商習慣が似ていることに加え、日本企業や日本料理店も多いため、2009年に営業拠点を設立し、酒類販売業の免許も取得している。また、中国も今後の成長性が高いと考え、韓国と両にらみの戦略で市場拡大を狙っている。国際化のリスクをいかに低減できるかとの観点から、同業他社との集団での進出と、自社単独での進出をうまく使い分けることが重要だと考えている。



韓国輸出用の日本酒パッケージ

<知的財産保護により自社のブランド維持に努める企業>

東京都板橋区の株式会社アタゴ（従業員112名、資本金9,600万円）は、1940年創業以来、屈折計等を開発・製造・販売する企業である。屈折計は、光の屈折を応用して、液体中に溶解している固形分（糖・塩等）の濃度を測定する機械であり、食品工業や石油化学、金属加工、臨床分野等の様々な分野で活用されている。1940年に創業、1950年に輸出を開始し、現在、欧米を中心とする8社の競合企業の中、先手必勝で「アタゴブランド」を浸透させることに成功し、国内販売市場シェア9割、世界販売市場シェア3割を誇る。

近年、中国で同社の屈折計の模倣品が多く出回って苦労した経験を踏まえて、機能性・操作性・デザイン性を追及した手持屈折計「MASTER」シリーズの開発にあたっては、中国用に金型加工が難しい形状を採用することで、模倣を防ぐ工夫を行っている。さらに、同シリーズを含む製品全般について、特許権は、日本、アメリカ、中国、韓国、他で計9か国とヨーロッパ、意匠権は、日本、アメリカ、中国、台湾、韓国の5か国・地域とヨーロッパで出願・取得しており、知的財産保護に万全を期している。



手持屈折計「MASTER」を用いて液体中の濃度を測定している様子

<現地人による相互教育・人材育成システムを確立した企業>

愛知県名古屋市の株式会社名南精密製作所（従業員78名、資本金3,800万円）は、自動車のエンジン制御等の精密部品を中心に、NC旋盤による金属や非鉄金属の精密軸物の切削加工を行う企業である。

同社は、取引先の大企業からの要請もあり、1995年にフィリピンに進出した。設備更新の時期で古い設備を有効活用できることに加え、海外進出の必要性を感じていた同社の高桑明良社長が、現地を視察して海外進出を即決した。当時、切削加工を行う企業で海外進出をしている企業は珍しく、操業から約3年で仕事も増え、事業が軌道に乗った。社員教育も試行錯誤で行った結果、現地人の経営陣も育ち、社員の定着率も高くなった。

2002年に、別の取引先からの要請によりベトナムに進出した際には、フィリピン工場の立ち上げに貢献したフィリピン人従業員に、ベトナムで採用した従業員の教育を委ねるなど、現地人同士による相互教育・人材育成システムを確立した。日本本社主導の発想ではなく、高桑社長自ら現地経営陣とも密な連携をとったことが奏功し、今ではベトナム工場も独り立ちして、日本を含めた三極体制が確立している。また、日本本社は、品質管理や技術指導が主だが、フィリピンやベトナムからの研修社員や実習生を受け入れ、国内外の人材が円滑に交流し合い、好循環を生み出している。

高桑社長は、「企業は人に尽きる。仕事には責任感が必要であり、経営を任せられる社員を育む環境整備こそ自らの役割である。」と話す。企業規模を大きくするのではなく、「名南ファミリー」の広がりや深化にこそ大きな価値を見出している。



ベトナム工場の立ち上げに尽力したフィリピン人従業員が管理者として、フィリピン工場の従業員を指導している様子

伝統技に創造性を加えて、世界市場を目指す静岡家具

静岡県家具工業組合（静岡県静岡市）

静岡家具ブランドの確立を目指し、中期的な計画に基づき、海外での知名度を向上させた上で、国内市場にその知名度を逆輸入するという、国内外への販路拡大を視野に入れて展開している。

背景と目的

海外の安価な家具の流入、ライフスタイルの変化に伴う家具業界の低迷などにより、業績不振、後継者不足などで廃業により組合員が減少する中、国際感覚のあるデザイナーを招聘し、静岡家具の技術力をベースにした製品開発やブランドコンセプトの構築により、海外市場でも通用する・売れる「静岡家具ブランド」の確立を目指している。

事業・活動の内容

国のJAPANブランド育成支援事業を活用し、ワーキング委員会を立上げ、静岡家具ブランドを確立するため、まず、市場調査に始まり、ブランドコンセプトの確立、価値観の共有、ブランド名称やロゴの開発に取り組み、イタリア人デザイナーによるデザイン提案がなされ、それらについて、国際見本市でイメージ調査を実施した。加えて、情報発信のためのホームページの立ち上げや海外見本市の視察も実施した。

その後、デザイン修正などを行い、19アイテム25点の試作品を制作し、国際見本市への出展、セールスプロモーションツールの開発、ホームページのリニューアル、



出品作品

プレスリリースなどを通して情報発信を強化した。

実施上の工夫としては、イタリア人デザイナーによる創造性を生かした製品開発、コーディネーターなどの専門家を活用してのアクションプラン策定など戦略志向で、マーケティング手法とPDCAサイクル手法を展開していることが挙げられる。

成果

海外見本市等でつながりが出来た企業との関係を強化していくこと、また、それをビジネスに繋げていくこと、製品の完成度を高めるために、多くの貴重なアドバイスなどを製品改良に活かしていくことなどを通して、静岡家具ブランドの確立を目指していく。

また、積極的にプレスリリースをし、海外市場のみならず、国内での販売体制にも力を入れていく計画もある。直近では、アメリカ市場への展開を視野に、ニューヨークでのテストマーケティングも企画している。

このように、「静岡家具」を欧米や国内で支持をされるブランドに成長させていくことを通して、静岡家具業界の活性化に繋がりがつあり、今後、これらの取り組みが結実していくことになる。



三越エトワール会場外観

【組合DATA】

静岡県家具工業組合
〒420-0042 静岡県静岡市葵区駒形通7-8-21
☎ 054-254-7201 Fax 054-254-7204
URL <http://www.s-kagu.or.jp>

平成22年10月から 米トレーサビリティ法がスタートします



平成22年10月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が施行されます。

この法律では、生産者、小売事業者、加工事業者等の米・米加工品に関わる事業者の方は、以下の取組みを行わなければならないことになっています。

○取引の記録

- ・原料となる「米や米加工品」を取引する際には、伝票等記録を作成してください。
- ◆記録事項：品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

○記録の保存

- ・受領した伝票や発行した伝票等記録の控えは、原則3年間保存してください。

○産地情報の伝達*

- ・「米や米加工品」を取引する際や「米飯」等を提供する際には、原料米の産地を取引相手や消費者に伝えてください。
- ※産地情報の伝達は平成23年7月1日から施行

※法律の詳しい内容は、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html) をご覧ください。

〈お問合せ先〉 近畿農政局 食糧部計画課 ☎ 075-414-9731

米トレーサビリティ法 |

検索



永い伝統と人々のたゆまぬ努力により育まれ優れた「京の伝統工芸」をご紹介しますこのコーナー。

今回は、美術と文化の都の中で、優れた材料と表具制作に適した湿度の高い気候条件により発展してきた『京表具』。京都伝統工芸協議会副会長である協同組合京都表装協会の岡崎理事長にお話を伺いました。

(経済産業大臣指定伝統的工芸品※1・京都府知事指定伝統的工芸品※1・地域団体商標登録※2)

表装とも呼ばれる表具は、古くから芸術や宗教が盛んであった京都を中心として発展してきました。表装は、裂地や和紙を材料として、加湿と乾燥の繰り返しの中に、複雑な何段階もの行程を経て完成されます。

表装の歴史は古く、仏教の伝来とともに中国より伝わり、経巻に施されたのがその始まりでした。掛軸などは、仏教の広まりとともに仏画像の礼拝用として始められたものが原型とされています。

今日、表装と呼ばれるものには、襖、壁装など日常生活に密着した実用的な分野と、掛軸、額装、屏風、画帖、巻物など美術工芸的なもの、さらには高度な技術と豊かな経験が要求される古美術の修復まで含まれます。

表装は、それ自体が独立したものではなく、常に書画を鑑賞するうえでの手だてとして成り立つもので、さらには書画を保存するという役割をも担っています。目立たず、控え目でありながら、書画と一体の品格のある調和を作り出し、なおかつ表装そのものの品位も損なわないよう工夫することが要求されるのです。

千年の都、京都の美的環境と、京都人の洗練された美意識に支えられ、また湿度の高い盆地の風土に適して発展してきた表装は、床の間の発生や、室町末期から桃山、江戸時代にかけての茶道の興隆などと深く関わりあいながら発展し、磨かれていったのです。

※1 経済産業大臣指定伝統的工芸品、京都府知事指定伝統的工芸品の産地組合：京表具協同組合連合会

※2 地域団体商標「京表具」の権利者：京都表具協同組合、京都表具工芸協同組合、協同組合京都表装協会

《岡崎 昭 理事長よりひとこと》

当組合員は、掛け軸等の美術表装や古美術の修復が主な仕事です。熱心な組合員が多く、研修会や展示会などの事業を活発に行っています。また、今日・明日では人は育たないし、ほんものの中での生活が、ほんものを作り出すので、時間があれば美術館等に足を運んで知識を増やし、教養レベルを高めるようにしています。ただ、いくら良いものを作っても、価値を見出してくれる人がいないと技術は衰退してしまいます。

昨年、任意団体発足から100周年を迎えました。景気が良くなり、売上が増えると伝統産業の後継者も増えるのですが、技術者の高齢化によって廃業するところもあり、技術の継承及び次の世代へのバトンタッチをどうするかが現在の課題です。



【組合DATA】

協同組合京都表装協会

〒604-8065 京都市中京区麩屋町通六角下る坂井町460番地
岡崎清光堂内

☎ 075-221-3234 FAX 075-256-7185

中小企業管理・監督者セミナー参加者募集

中小企業の管理・監督者の皆さんはもちろん、どなたでも参加できます。ぜひお気軽にご参加ください。

〈セミナー内容〉

- 講演 テーマ 「あなたの会社を守る労務管理のポイント」
～改正労働基準法及び改正育児・介護休業法の実務対応と労働問題訴訟の現場から～
- 講 師 弁護士 置田 文夫 氏
- 説明
 - ・中小企業定年引上げ等奨励金の概要について
 - ・中小企業退職金共済制度について
 - ・京都モデル子育て応援中小企業認証制度と事例の紹介

	南部会場 (定員：120名)	北部会場 (定員：100名)
開催日時	平成22年9月1日 (水) 13：15～16：30 〈申込締切〉8月25日 (水)	平成22年9月29日 (水) 13：15～16：30 〈申込締切〉9月22日 (水)
開催場所	京都テルサ東館2階 第2・3セミナー室	京都府立舞鶴勤労者福祉会館 研修室

〈参加申込・お問合せ先〉 京都府中小企業労務改善集団連合会
☎ 075-314-7134 FAX 075-314-7130

「障害者雇用納付金制度」の一部改正について

中小企業における障害者雇用の促進及び短時間労働に対する障害者のニーズへの対応などをねらいとして、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）が成立し、平成21年4月から段階的に施行されています。これに伴い、「障害者雇用納付金制度」の一部が次のように変わりました。

■ 平成22年7月1日施行

この改正に係る給付金申告・調整金申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成23年度（対象期間：平成22年7月～平成23年3月まで）から開始されます。

1. 新たに、常用雇用労働者数201人以上300人以下のすべての中小企業に障害者雇用納付金の申告を行っていただくこととなりました。

○雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）を —

□	超えている	→ 調整金の支給
□	下回っている	→ 給付金の納付

※制度の適用から5年間は、給付金の減額特例が適用されます。

- ・常用雇用労働者201人以上300人以下の事業主（平成22年7月～平成27年6月）
納付額＝（法定雇用障害者数－雇用障害者数）×4万円（1人月額）
- ・常用雇用労働者301人以上の事業主の納付額は、5万円（1人月額）
- ・障害者雇用調整金は、2万7千円（1人月額）

※平成27年4月1日からは、101人以上の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

2. 週20時間以上30時間未満の短時間労働者を労働者等に加えて納付金の申告等を行っていただくこととなりました。（労働者の数及び雇用障害者数ともに算入）

○実雇用障害者数をカウントする場合

→重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、0.5カウント

○算定の基礎となる常用雇用労働者の総数をカウントする場合

→短時間労働者は0.5カウント

※雇用障害者数のカウントの方法は次のとおり。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体・知的障害者	1	0.5
重 度	2	1
精神障害者	1	0.5

3. 除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられることになりました。

■ 平成21年4月1日施行

4. 企業グループ及び事業協同組合等に関する雇用率算定の特例が創設されました。

○一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、企業グループ全体で納付金の申告等を行うことになりました。

○中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員のうち特定事業主を合わせて納付金の申告等を行うことになりました。

→ 事業協同組合等とは、事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合を指します。

→ 厚生労働大臣の認定の申請については、ハローワークで受け付けています。

5. 親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等が、調整金等を分割して受給できることになりました。

○分割して受給できる事業主は、雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けた場合に限られます。

○分割支給先は、1支給決定につき10社以内です。

○個々の分割支給額の千円未満の端数は、500円となります。

本件に関するお問合せは以下までお願いします。

- ・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 納付金部 ☎ 03-5400-1624 URL <http://www.jeed.or.jp/>
- ・都道府県高齢・障害者雇用支援協会
- ・都道府県労働局

中小企業の中国進出セミナーを開催

去る7月8日（木）、京都ガーデンパレスにおいて、本会及び財団法人京都府中小企業センターの主催により、中小企業の中国進出セミナーを開催し、組合や中小企業の代表者をはじめ関係者等約140名が出席した。

中国への進出は、ものづくりにとどまらず、商業・サービス産業も含め、中小企業が中国に進出する事例が着実に増えているものの、市場の情報収集の困難性や、文化、商取引慣行の違いなど、様々な課題が指摘されている。

事例発表では、北山丸太連合会 海外担当事務局の米嶋 昌史氏より、『北山丸太』の中国進出への取り組みについての現状が報告された。「厳しい情勢下、組合や企業の危機的状況には、何らかの取り組みが必要である。私の貿易の心構えは、“国際ビジネスは騙された奴が悪い”、“貿易ビジネスは知的労働”、“貿易で成功した人は特別な人ではなく、普通の人が少しの努力をした結果”である。騙されないように勉強することが必要である。」と述べられた。

講演では、上海名鋤商務有限公司 社長の姚銘氏、諮問部部長の呉猛氏を講師に招き、中国へ進出した日系中小企業の現状や中小・小規模企業の中国進出について拝聴した。「中国のGDPの成長は著しく、日本の1960年代と同じような状況にあり、今後、大量消費の時代が到来する」と中国経済の現状を説明され、「戦略を待たずに中国に進出した企業は苦戦している。中国マーケットの特徴を分析し、中国における企業発展戦略の確立と実施が必要である。中国進出においては、信頼できる中国人から安全情報だけでなく危機情報も入手し、想定できるリスクに対して事前に対応プランを準備しておくことが必要。また、会社として公安当局や労働局と親密な関係を築くことも必要である。」と述べられた。



事例発表 北山丸太連合会 米嶋 昌史氏



運輸・自動車関係組合研修懇談会を開催

去る7月7日（水）、新・都ホテルにおいて、最近の原油価格高騰の動向や今後の自動車関係のあり方などについて、運輸・自動車関係組合を対象に30名が参加し、懇談会を開催した。

はじめに、財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター 調査役の渡辺健一氏より、「燃料価格の動向とバイオ、次世代自動車、燃料電池等の開発導入動向」と題した講演を拝聴した。渡辺氏は、「最近の原油価格は、2009年以降は緩やかに上昇し、現在70～80ドル程度の水準で推移している。バイオ、次世代自動車、燃料電池等の導入開発動向では、わが国のエネルギー政策の動向及び次世代自動車を巡る開発・導入戦略は初期需要を創出するため、特定地域において車両導入、充電インフラ整備や普及啓発を集中的に行うモデル事業を実施。エコカー補助金とエコカー減税の後押しを受け販売台数急増し、“新・国家エネルギー戦略”では2030年度の石油シェアは40%を下回る水準を目標とし、2030年までのエネルギー政策の方向性を示す“エネルギー基本計画”を閣議決定した」と説明された。

講演会終了後、原油価格の動向や次世代自動車に対する支援などについて、活発な意見交換が行われた。



	業界景況天気図	概 況
全 体	5月 → 6月  	前月同様に数値では回復している業界も多くあるが、業種間・企業間格差が見られる。また、回復傾向にあるものの比較する前年度が非常に厳しい状況であり、楽観視できない。
製造業 5月 ↓ 6月	繊維・同製品  	和装・洋装関連いずれも前向きな動きが全く見えてこない。絹織物産地で消費する生糸は、加工糸(絹織糸)を合わせると6割を中国から輸入しているが、中国でインフレの影響と物価高、人件費アップ等により高値で推移。当分値下りの要素もなく、コスト転嫁の困難な産地は原料高に泣いている。
	出版・印刷  	企業の印刷物が減少し、製本需要は低迷している。
	鉄鋼・金属  	6月度の組合員各社とも受注増、収益状況が好転、資金繰り好転としているが、一方では月単位でバラツキが多く、先行が安定しない組合員もある。また、急な立ち上げによる人手不足や短納期対応への苦慮等の問題も起きている。
	一般機械等  	輸出に下支えされていた受注物件において、急激に進む円高の影響が懸念される。内需においては一部好況感が認められる業態があるが、大型受注に繋がる設備投資が未だ停滞しており、厳しい経営環境が継続している。
	その他製造業  	プラスチック製品製造業界では、輸出回復などから製造業は持ち直し局面にあると言われているが、中小企業は未だ水準以下の受注で推移し、波及効果は広がっていない。依然、大手との格差は大きく先行きの下振れ懸念が払拭されておらず、楽観的な状況ではない。
非製造業 5月 ↓ 6月	卸 売  	機械器具卸売業界では、ものづくり業界の回復傾向がようやく我々流通業界にも波及してきたようだが、経済天気図を見てもまだまだ雨模様の業界が多く、中国をはじめとする開発途上国への輸出が頼りの傾向は変わっていないようだ。
	小 売  	家電小売業界では、地デジ化の影響を受けテレビ・DVD関連商品が追い風となり好調感があり、他の商品の落ち込みをカバーしている状況。燃料小売業界では、原油価格下落に伴いガソリン価格は5月下旬以降値下げが続く、市況は値下げ幅以上の値下がりとなり収支は悪化している。
	商店街  	一部の世帯には子ども手当が支給され、関連する店舗の需要増加が期待されたが、消費の拡大につながった様子は見られなかった。
	サービス  	旅館業界では、前月同様に新型インフルエンザの影響が甚大であった昨年並の状況となり、例年の水準に戻っていないようだ。一部では、宮崎県の口蹄疫による旅行実施の延期等の影響があった。
	建 設  	造園工事業界では、個人住宅だけの手入力で生計を立てている組合員は、6月が運転資金繰りに一番苦慮しており、従業員を抱えているところでは特に厳しい状況となっている。
	運輸・倉庫  	運送業界では、若干、輸送需要が増加し回復基調かと思えばすぐに動きが鈍化し、低迷している。倉庫業界では、保管貨物の動きは依然として厳しい状況に変わりはなく、昨年12月からの減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。
 快晴 DI値 40以上  晴れ 20~40未満  曇り 20未満~△20未満  小雨 △20~△40未満  雨 △40以上		

平成22年度 京都府中小企業優良従業員表彰の実施のお知らせ

京都府では、多年にわたり業務に励んでこられた従業員の方々の功績をたたえるため、毎年、中小企業優良従業員表彰を行っております。
本年度においても、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

1 表彰資格

京都府内にある中小企業の事業所に勤務し、次のすべての要件を備えている従業員の方

- (1)平成22年8月31日(基準日)現在で同一企業に満25年以上勤務している者
- (2)専心その業務に励んでいる者
- (3)特に研究心がおう盛で、かつ、技術に優れ、他の模範となる者
- (4)特に勤務成績が優秀で他の模範となる者(ほか)

※会社の役員や個人企業の共同経営者等は表彰対象から除きます。

2 申請期間

平成22年8月20日(金)まで(締切厳守でお願いします。)

3 受付機関

- (1)京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町に事業所を有する場合
…京都府商工労働観光部ものづくり振興課
- (2)上記以外に事業所を有する場合
…各広域振興局商工労働観光室又は市町村商工担当課

4 申請書等様式

府内各中小企業団体様あてにお送りしていますのでそちらをご利用いただくか、受付機関までお問い合わせください。

5 表彰の決定

中小企業関係表彰審査委員会の審査を経て知事が決定します。

6 表彰式

平成22年11月に開催予定

【お問合せ】 京都府商工労働観光部ものづくり振興課 応援条例担当
☎ 075-414-4851

◆◆◆◆◆ 新加入会員紹介 ◆◆◆◆◆

一般会員

会 員 名 セント協同組合

所 在 地 京都市南区上鳥羽清井町7番地1

代 表 者 代表理事 木村 匡志

設立年月日 平成22年4月8日

組合員数 10人

組合員資格 包装用資材の製造、菓子・パンの製造小売業、食品小売業

※掲載につきましては、掲載のご承諾を頂いた会員及びその内容を掲載しております。

予告 第62回 中小企業団体全国大会

開催日 平成22年11月18日(木) 10:00~12:30

場 所 なら100年記念館(奈良市三条宮前町7番1号)

※ 本件につきましては、別途ご案内致します。

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

8/2010 平成22年8月1日発行 通巻764号

●編集・発行●

京都府中小企業団体中央会

京都市右京区西院東中水町17(西大路五条下ル) 京都府中小企業会館4階

☎ 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を付した12色を創作したうちの「貴船の川面色」です。